

平成27年第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年9月24日(木) 午前10:00~午前11:30

2. 場所 : 山村開発センター 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
〃	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

(平成 27 年第 10 回 9 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5 番 佐藤 光男 君 をお願いします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 10 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、4 番 長井 進 君 並びに 6 番 坂根 重友 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第 3 議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 30 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により別紙農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、賃貸借が 1 件、売買が 1 件、合計 2 件であります。</p> <p>P4、受付番号 30 号の農地法第 3 条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P5、農地法 3 条 1 項の調査書、P6、許可申請書の写し、P7、申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、前借り受け人が高齢により作付出来ないため、新しい借り受け人と</p>

	<p>賃貸借契約を行うため申請したものです。また経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第30号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、受付番号30号の現地調査の結果を担当の2番、小坂委員から報告を求めます。</p>
小坂委員	<p>議案第19号 受付番号第30号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号30号の申請地は畑であり、許可後は採草地として利用するそうです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第3 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号31号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号31号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P9, 農地法3条1項の調査書、P10, 許可申請書の写し、P11, 12申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、親戚間の売買であり、経営規模拡大のため申請したものです。現在申請地は不作付地であるため、耕作放棄地の防止のためにも問題は無いと考えます。</p> <p>また経営状況等からみて、地域調和、周辺農地状況など、別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第31号の説明を終わります。</p>

議 長	ただ今の事務局説明に関連して、受付番号31号の現地調査の結果を担当の1番、畠山委員から報告を求めます。
畠山委員	議案第19号 受付番号第31号の現地調査の結果を報告します。 受付番号31号の申請地はすべて畑であり、買受後は、かぼちゃ、ニンニク、麦等の作付を予定しています。 また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。 また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。 これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第19号の受付番号30号から31号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案19号は、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成27年第10回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

議 長

署名者

署名者